

所蔵資料利用規程

福田美術館（以下、「美術館」という。）の所蔵する資料の画像等（以下、「資料等」という。）を利用しようとする個人・団体の方は、以下の規定に同意の上、申請いただきますようお願いいたします。

申請手続

- ・資料等の利用を希望する場合は、所定の資料等利用申請書に必要事項を記入し、企画書などの添付資料とともに提出してください。資料貸出については、申請書受理後、所蔵品画像使用許可書兼請求書を発行します。

利用上の注意

- ・美術館の承認を得ることなく転貸や模写、複製の製作、撮影などを行うことはできません。
- ・資料等を出版物などに記載する場合、またテレビ等で放映配信する場合は必ず“福田美術館所蔵”と記載してください。
- ・画像を利用する場合、原則として図書やインターネット等からの写真転載は禁止します。必ず美術館支給の画像を使用してください。
- ・資料等の利用については、一度の申請で1回限りの利用となります。再版や改訂、再放送、ビデオ、CD-ROM化、インターネット配信などの2次使用の場合は、その都度申請してください。
- ・出版物や映像等に利用した場合は、成果物を1部寄贈してください。
- ・利用した画像データは、ご利用後、必ず消去してください。
- ・その他、利用に当たっての詳細は、美術館職員の指示に従ってください。

料金および支払

- ・所蔵資料の画像使用料は、以下の通りとします。

カラー画像（1点あたり）：10,000円（消費税別）

モノクロ画像（1点あたり）：6,000円（消費税別）

事務手数料：3,000円（消費税別）

- ・使用目的や使用方法などによって、美術館が妥当と認めた場合は使用料の減免をする場合があります。美術館が発行する請求書に基づき、請求日より30日以内に指定の銀行口座にお振込みください。振込手数料は申請者にてご負担ください。

事前の連絡なく、期日までにお支払いただけない場合は延滞金をお支払いいただく場合があります。

問い合わせ先

福田美術館

〒616-8385 京都市右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町3-16

E-mail: info@fukuda-art-museum.jp

TEL:075-863-0606

改 廃

この規程の改廃は、理事会の承認を得て決定するものとする。

附 則

この規程は、2022年 4月 1日より施行する。